

第二百三回国会 原子力問題調査特別委員会議録 第一一号

令和二年十二月三日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 伊藤 忠彦君

理事 細田 淳君

理事 荒井 健一君

理事 山内 康一君

理事 井林 辰憲君

理事 泉田 裕彦君

理事 勝俣 孝明君

理事 北村 誠吾君

理事 斎藤 昭二君

理事 古田 淳陽君

理事 三原 朝彦君

理事 深澤 雄一君

理事 逢坂 和生君

理事 長尾 秀樹君

理事 宮川 伸君

理事 伊佐 進一君

理事 藤野 保史君

理事 浅野 哲君

(政府参考人
復興推進グループ長)
(政府参考人
資源エネルギー庁電力・
ガス事業部長)

須藤 治君

同日
理事荒井聰君及び斎木武志君同日理事辞任につ
き、その補欠として阿部知子君及び山内康一君
が理事に当選した。

が理事に当選した。

き、その補欠として阿部知子君及び山内康一君
が理事に当選した。

専門的見地から助言を求めるため、会員七名から
成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザ
リー・ボードを設置いたしました。本アドバイザリー・ボードにつきましては、各
会派の理事等の協議により、今国会においても設
置することとなりました。

令和二年十二月三日(木曜日)

午前九時開議

委員長 渡辺 博道君

理事 伊藤 忠彦君

理事 細田 淳君

理事 荒井 健一君

理事 山内 康一君

理事 井林 辰憲君

理事 泉田 裕彦君

理事 勝俣 孝明君

理事 北村 誠吾君

理事 斎藤 昭二君

理事 古田 淳陽君

理事 三原 朝彦君

理事 深澤 雄一君

理事 逢坂 和生君

理事 長尾 秀樹君

理事 宮川 伸君

理事 伊佐 進一君

理事 藤野 保史君

理事 浅野 哲君

(政府参考人
経済産業省大臣官房福島
須藤 治君(政府参考人
復興推進グループ長)
(政府参考人
資源エネルギー庁電力・
ガス事業部長)

片山 啓君

同日
理事の辞任及び補欠選任

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人
復興推進グループ長)

ました。

こういう経緯もありまして、原子力規制庁が、経年劣化管理に関しまして、原子力エネルギー協議会、これはATENAという団体ですけれども、ことと技術的意見交換を行いまして、その結果を規制委員会に七月二十二日に報告をいたしました。その際に、規制委員会から従来の見解を改めてまとめるよう指示がありました。これを取りまとめたものでございます。

○藤野委員 今、事業者側からこうした意見交換が求められた、それをATENAと協議をしてまとめたというお話をありました。

この意見交換を行ったATENA、原子力エネルギー協議会というのはどんな組織であって、電事連との関係はどうなっているんでしょうか。端的にお願ひします。

○市村政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの原子力エネルギー協議会、いわゆるATENAでございますけれども、これは、昨年七月に、先ほど申し上げました原子力規制委員会とCNOとの意見交換というのがございました。その場において事業者側から説明がございました。そこでは、ATENAというものは、原子力事業者、メーカー、関係団体が、自律的かつ継続的な安全性向上の取組を定着させていくことを目的に、原子力産業界全体の知見、リソースを効果的に活用し、規制当局等とも対話を行なながら、効果ある安全対策を立案して、原子力事業者の現場への導入を促す新たな組織として設立をしたという説明がございました。

○藤野委員 つまり、このATENAというのは、昔の電事連、いわゆる電気事業者だけではなくて、三菱重工や東芝、日立といった原子炉メーカーあるいは関係団体が加わった組織であります。電事連よりも強力にロビー活動を行っているわけであります。そして、そのATENA側との意見交換を通じて、七月二十九日の見解なるものが発表された。

配付資料の一を見ていただきますと、この見解

が出ております。黄色の部分、ほかにもいろいろあります。

これは、「運転期間を四十年とする定めは、このように評価を行うタイミング(運転開始から一定期間経過した時点)を特定するという意味を持つものである。」そして、六ボツは、「このように、現行制度における運転開始から四十年という期間そのものは、上記3.の評価を行う時期として唯一の選択肢というものではなく、発電用原子炉施設の運転期間についての立法政策として定められたものである。」

ちよつとわかりにくいと思うんですね。なので、ちょっとと配付資料三を用意させていただきました。これは、電気新聞、ことしの七月三十一日付でして、二十九日に規制委員会が見解を発表し

て、三十日に自民党の原子力規制に関する特別委員会が規制府から説明を受けております。その説明を受けて、この自民党の特別委員会の委員長である井上委員長が記事で出てくるわけですね。紹介しますと、「井上委員長は「四十年」の運転期間は「寿命」ではなく、運転期間延長認可のための「身体検査」を行うタイミングとの認識を強調。規制委の文書でも同様の見解が明確化されたことを高く評価した。」

更田委員長にお聞きしたいんですが、四十年、法律上明記されている。これは、運転期間と法律上書いてあるわけですね、運転期間、運転できる期間は四十年と。これは、しかし、寿命ではなくて身体検査を行うタイミングだ、こういう見解を

だよといのを繰り返しお答えをしておりますけ

れども、それがどうしても文書化しないとなかなか伝わっていかない。

そのこともあつて、またさらに、さんざんそういった見解を明らかにしていたにもかかわらず、またCNO会議、事業者との会議で、停止期間中には時計の針がとめられませんか。それは、我々、あすかり知る話ではなくて、立法政策の場において決められるべきだということがあの見解の最大のメッセージであります。

四十年という数字は、私たちが高経年化の評価を行うタイミングを示すもの、私たちにとってはそういうものであつて、寿命であるとか期間と呼んで、ちょっとと配付資料三を用意させていただきました。これは、電気新聞、ことしの七月三十一日付でして、二十九日に規制委員会が見解を発表し

て、三十日に自民党の原子力規制に関する特別委員会が規制府から説明を受けております。その説明を受けて、この自民党の特別委員会の委員長である井上委員長が記事で出てくるわけですね。紹介しますと、「井上委員長は「四十年」の運転期間は「寿命」ではなく、運転期間延長認可のための「身体検査」を行うタイミングとの認識を強調。規制委の文書でも同様の見解が明確化されたことを高く評価した。」

更田委員長にお聞きしたいんですが、四十年、法律上明記されている。これは、運転期間と法律上書いてあるわけですね、運転期間、運転できる期間は四十年と。これは、しかし、寿命ではなくて身体検査を行うタイミングだ、こういう見解を

だよといのをもしやりたいんだつたら、私は

法律を変えるべきだと思う。国会で審議をして、規制委員会にこんなことを押しつけて、こういう意見を述べる立場がない組織にこんなことを言わせるのではなくて、ちゃんと法律を変える、堂々と正面から議論すべきである。そんなこともせずに、こういう見解なるものを出させてねじ曲げるというのは、私は、原子力行政、本当にゆがめる

ことです。

こういうことをもしやりたいんだつたら、私は法律を変えるべきだと思う。国会で審議をして、規制委員会にこんなことを押しつけて、こういう意見を述べる立場がない組織にこんなことを言わせるのではなくて、ちゃんと法律を変える、堂々と正面から議論すべきである。そんなこともせず

こと自体が、これはもう重大な解釈変更。当時の議事録を読みましても、まさにこの四十年は大問題になつて、何で四十年なんだ、何で四十年しか運転できないんだという議論がるるされているわけです。

期間の在り方にについて意見を述べる立場にない旨を表明してきたところであるが、と前文でおっしゃい、一ポツでも、こうした運転期間について

「原子力規制委員会が関わるべき事柄ではない」とおっしゃっている。最後の六ボツでも、最後に、「原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」とおっしゃっている。だから、述べなきやいいんです。述べなきやいいのに、三ポツとか六ボツで新たな解釈を勝手に持ち込んできているわけですよ。タイミングだと。

自民党の特別委員長が高く評価する、ここにこの見解の一番のポイントがある。四十年というものから検査期間を除いてほしい、先ほどお話をありました。東京電力の柏崎刈羽も七年たつています。この七年を四十年に入れないでほしい。それをするにはこのタイミングという言葉なん

だと思います。

法律をどう読んでも、期間と書いてあるんですけど、ピリオドと書いてあるんです。タイミングなんて書いてない。この四十三条の三の三十二の文言は、運転できる期間は、そして起点も示して、検査、確認した日から、起点も示して、そして四十年という期間も示しているんです。これが条文なんですよ。これを何かタイミングだとかと言うこと 자체が、これはもう重大な解釈変更。

当時の議事録を読みましても、まさにこの四十年は大問題になつて、何で四十年なんだ、何で四十年しか運転できないんだという議論がるるされているわけです。

だから、これは寿命であることはもう動かしよがない。これを、意見交換なのか知りませんが、タイミングだ、評価を行うピンポイントのタイミングだ、期間だったものをタイミングだと勝手に読みかえる。

これは、本当に規制委員会が、初めおっしゃつたように、ずっと述べる立場にないとおっしゃつているんですよ。配付資料でも、私はあえて青く塗らせていただいたんです。「かねてから、運転

かし、意見を述べる立場にないと言い続けていた組織に対して意見交換を強いる、こんなものは章見交換と言わないと思うんです。本来であれば白由に意見を述べる、そして一定の知見を共有する、これが意見交換であって、意見を述べる立場がないんだ、意見を述べるべきでないとまで言っている、そういうところに、こういう、このテーマだけでも十回以上行っているわけですね。

- A T E N A 側の一番の要求は、先ほど言つたように、審査、工事等にかかるった停止期間は四十年の運転期間から外してほしい、この一点です。しかし、これはやはり法律、原子炉等規制法四十三条の三の三十二には、原子炉を運転できる期間は四十年だと書いてあるわけです。ここをいじらなければ、どうしたって無理な議論なんです。審査、工事等にかかるこそこそ、今まで三原発四基で、そこを起點にして延長申請もされているわけです。

更田委員長、お聞きしますけれども、規制委員会自身が、寿命だという立場で現行法の解釈、運用を行つてきたと思うんです。それをどうして変えたい、寿命じゃなくて身体検査のタイミングにしたいというのであれば、国会で審議をする、それが筋じやないか。委員長の立場からおつりしゃつてください。

○更田政府特別補佐人 まさに私たち原子力規制委員会が申し上げていることになります。四十年を変えるのは国会で御議論いただくこと、また、時計の進め方を決めるのは国会でお決めいただくことで、繰り返し、運転停止期間は時計の針をとめるべきではないかと問われてきたことに対して、それはできないと一貫して答弁をしてまいりました。まさに立法の御議論であろうとふうに認識をしております。

○藤野委員 委員長、そうおっしゃるのであれば、こんな見解を出さなきやよかつたんですよ。委員長、これ、私、何回も読みました。もう委員会としての悩みが出てくるような、述べる立場にないんだと三回も出てくるんですね。にもかかわらず

間ではなくて、タイミングだと。やはり、一番独立性が事業者や政府から求められており原子力規制委員会が、意見を述べるべきではない事柄について意見を述べている。この文書は自身が、逃れられない、もうあれなんですよ。幾ら強引されても、国会でやることだとおっしゃる、そのとおりだと思います、にもかかわらず、いや、こんな見解を何で出されるんですか。

○更田政府特別補佐人　運転期間並びに時計の准み方は国会でお決めになるべきことであるといふのをより明確に示すために見解を差し上げました。それが誤解を招くとすると、運転期間は私たちは知つたことではないという意味で、私たちが四十年目に評価を行つているのは、そこで高齢化の申請が出てくるからそのタイミングになつた、身体検査のタイミングというのもそれに合わせて行つているという意味で、期間そのものは私たちの知つたことではないという意味でその見解は申し上げております。

○藤野委員　いや、知つたことではないと言われるけれども、自民党的別委員会の委員長から高く評価されるわけですよ。

　その委員会は何を言つているか。（発言する者あり）いや、皆さんがそうやってやじられることで自分が本当にわかりやすい反応だなと思いますよ。

　この国会事故調は何を言つたか。先ほど安全神話ともおっしゃいましたが、その安全神話を生み出した規制のとりこの構造を強調されているんですね。規制のとりこ。今回のように、本来述べるべきでない分野についてまで、繰り返しATENAという電事連以上に強力な組織との意見交換なるものを通じて、こういう見解が出てきた。しかも、規制に関する中心的な問題ですね。

　これは、配付資料の大も見ていただきたいんですけれども、同じ事故調の報告書ですが、こうあるんですね。「本事故の原因が適切に対処された」長期間放置された背景には、「電気事業者と

規制側の不健全な関係「魔の構造」があつたこととは明らかであろう。そして、ここが大事だと思ひます。こうした原子力業界の病巣の根底には、原子力業界の存続が既設炉の稼働に依存しているという問題がある。飛びますけれども、「既設炉の停止は、原子力業界」に関わりを持つすべての者にとって、その存在意義を脅かす事象である。先ほど出た柏崎刈羽というのはもう七年たつておりまして、これは七年間、ある意味でいうと既設炉の稼働が短くなるわけですね。既設炉の停止が早まっちゃうわけです。逆に、ほかの原発でもそういう関係にある。今回の解釈変更というか、この見解というのは、少しでも長く既設炉を動かす、こういうことにつながっていく。まさに、国際事故調が言う既設炉を停止しないため、そういう動きにつながっていくと、委員長、思いませんか。

○更田政府特別補佐人 停止期間中は時計の針の進行に含まれますので、停止している分だけ運転する期間は短くなります。そして、それを変える変えないは立法府の御議論であるというのが私どもの見解です。

○藤野委員 いや、何でそのラインを、防衛ラインを維持されなかつたのかなど、ATENAとの関係で、私は思いますよ。

そういう意味で、この停止期間中が例えば柏崎刈羽に適用されることがあるかどうかは、これはまた別論点です。しかし、この見解が出たということは動かないんですよ。これはもう絶対動かない。何で立場上こういうものをやるべきでないと言つてきたことを動かしたのかということは、もう動かしようのない事実であります。

これは、私は、国会事故調が懸念しているとりこの関係とりこの構造、これに規制委員会が戻る、こういう大きな危険がある、いや、もう戻つているかもしれない、このことを指摘して、質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党的浅野哲でございます。